

富士市で始まります！

法人市民税の『課税免除』制度

令和4年12月施行の富士市税条例の改正により、従来法人市民税の減免対象であった、公益社団法人・公益財団法人・認可地縁団体・特定非営利活動法人(いずれも収益事業を行っていない法人に限る)について、令和5年度(令和5年4月申請期限)から課税免除の対象となります。

『課税免除』制度が導入されると・・・？

法人市民税の申告 及び 減免申請 の手続きが不要になります

◎制度導入に伴う新たな手続きはありません。

◎収益事業を行わない限り、翌年度以降も法人市民税の申告は必要ありません。

どんな法人が対象になるの・・・？

収益事業を行っていない

- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・認可地縁団体
- ・特定非営利活動法人(NPO)

収益事業とは？

法人税法等で規定されている事業で、継続して事業所を設けて行われるもの※をいいます。

※ 法人税法第2条第13号及び法人税法施行令第5条

収益事業を行う場合は、所得の有無にかかわらず法人税等の申告をしなければなりません。

事業内容が収益事業にあたるか疑問な場合は、管轄する税務署にお問い合わせください。

▼ご注意ください▼

税務署の指導により法人税の申告を提出しなければならぬ法人は、収益事業を行っている法人となりますので、法人市民税の課税免除対象とはなりません。

収益事業を開始した場合は・・・？

収益事業を開始した場合は課税免除の対象から外れ、一般的な法人同様、事業年度ごとに法人市民税の申告及び納付をしていただく必要があります。
なお、収益事業を開始した際は、「法人等の異動変更申告書」の提出をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市役所市民税課 市民税第二担当 Tel 0545-55-2735